様式第4号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

出雲市長　　　　　　印

一時保育負担金減免決定通知書

　申請のあった一時保育負担金の減免について、下記のとおり決定いたしましたので、出雲市立保育所一時保育事業実施要綱第6条第3項の規定により通知いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定区分 | □減免します　　　□減免しません | |
| 利用児童の氏名  及び生年月日 | 年　　月　　日生 | |
| 保育所の  名称及び所在地 |  | |
| 減免適用月 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | |
| 一時保育負担金の額 | 減免前　　　　　　　円  減免後　　　　　　　円 | |
| 理由 | 減免する場合 |  |
| 減免しない場合 |  |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。